

広島市告示(安芸区)第36号

平成27年4月14日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成8年12月13日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した成岡自治会(代表者 後藤 昭子)について、つぎのとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

記

変更があった事項及びその内容

1 事務所

広島市安芸区中野東二丁目14番30号

2 代表者の氏名及び住所

加佐見 時治

広島市安芸区中野東二丁目14番30号

広島市告示(安芸区)第37号

平成27年4月15日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 指定番号 第1号

2 指定年月日 平成27年4月15日

3 道路の位置 広島市安芸区上瀬野一丁目1514番1の一部

4 幅員 4.25メートル

5 延長 31.9メートル

広島市告示(安芸区)第38号

平成27年4月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示(安芸区)第39号

平成27年4月20日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、4月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示(佐伯区)第49号

平成27年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市老人いこいの家新宮山荘、広島市老人いこいの家窓山荘、広島市老人いこいの家さつき荘、広島市老人いこいの家八幡荘、広島市老人いこいの家倉重荘、広島市老人いこいの家中央荘、広島市老人いこいの家五日市荘、広島市老人いこいの家楽々荘、広島市老人いこいの家美隅荘の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市佐伯区海老園一丁目4番5号

社会福祉法人広島市佐伯区社会福祉協議会

代表者 会長 久保田 詳三

2 委託する期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(佐伯区)第50号

平成27年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市老人いこいの家坪井荘の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市佐伯区坪井一丁目28番11号

佐伯区観音社会福祉協議会

代表者 会長 佐々木 昇

2 委託する期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(佐伯区)第51号

平成27年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、佐伯運動公園照明点灯カード売払代金の使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区基町5番4号

三栄パブリックサービス株式会社

代表取締役 田口 智之

2 委託した期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(佐伯区)第52号

平成27年4月2日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、佐伯区役所市民部市民課区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 解除を受けた区分任出納員

佐伯区役所市民部市民課(五月が丘窓口連絡所及び美鈴が丘窓口連絡所)

主事 矢川 めぐみ

主事 村山 さや香

主事 野瀬 詩織

2 解除させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条に規定する手数料(窓口連絡所の所掌事務に係るものに限る。)の取納

3 解除年月日

平成27年3月31日

広島市告示(佐伯区)第53号

平成27年4月2日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、佐伯区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた区分任出納員

佐伯区役所市民部市民課(五月が丘窓口連絡所及び美鈴が丘窓口連絡所)

主事 田中 磨美

主事 長嶺 展江

主事 申田 夢子

主事 山本 慧

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条に規定する手数料(窓口連絡所の所掌事務に係るものに限る。)の取納

3 委任年月日

平成27年4月1日

広島市告示(佐伯区)第54号

平成27年4月2日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、佐伯区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた区分任出納員

佐伯区役所市民部市民課(区役所時間外受付窓口)

係長 田口 美智子

係長 久保 英治

主査 福馬 庸子

主査 上原 ゆかり

主事 野崎 淳子

主事 益村 晶子

主事 宮崎 美雪

主事 久米 寛子

主事 田中 磨美

主事 長嶺 展江

主事 奥 真貴

主事 申田 夢子

主事 山本 慧

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の取納

3 委任年月日

平成27年4月1日

4 委任期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(佐伯区)第55号

平成27年4月2日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、佐伯区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた区分任出納員

佐伯区役所市民部市民課(区役所時間外受付窓口)

日直員 大江 真弓

日直員 相山 真介

日直員 廣實 節子

日直員 角 静香

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の取納

3 委任年月日

平成27年4月1日

4 委任期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(佐伯区)第56号

平成27年4月3日
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4
第4項の規定に基づき、佐伯区役所湯来出張所区出納員の事務
の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示
します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた区分任出納員
佐伯区役所湯来出張所（砂谷連絡所）
主任 西中 末子
主任 辻本 恵子
主任 新田 哲也
主事 正国 顕寿
主事 木元 幸
- 2 委任させた事務
広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）
第2条に規定する手数料（砂谷連絡所の所掌事務に係るものに
限る。）の収納
- 3 委任年月日
平成27年4月1日
- 4 委任期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示（佐伯区）第57号

平成27年4月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市
条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、
保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示しま
す。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第58号

平成27年4月13日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自
転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等につい
ては、平成27年4月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動し
たので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等につい
ては、処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示（佐伯区）第59号

平成27年4月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市
条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、

保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示しま
す。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第60号

平成27年4月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市
条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、
保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示しま
す。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第61号

平成27年4月17日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自
転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等につい
ては、平成27年4月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動し
たので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等につい
ては、処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示（佐伯区）第62号

平成27年4月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市
条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、
保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示しま
す。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第63号

平成27年4月23日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基
づき、都市公園を次のとおり設置します。

その関係図面は、平成27年5月7日まで広島市佐伯区役所農
林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

公園名称	所在地	供用開始の 期日	区域

こころレイクサイドパーク	広島市佐伯区石内北一丁目1875番13	平成27年4月23日	別図のとおり
	広島市佐伯区石内北一丁目1921番25		
	広島市佐伯区石内北一丁目2129番6		

別図 略

広島市告示(佐伯区)第64号

平成27年4月27日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年4月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示(佐伯区)第65号

平成27年4月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第66号

平成27年4月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第67号

平成27年4月27日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年4月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

区告示

広島市中区告示第2号

平成27年4月7日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市中区長 和田厚志

記

氏名	住民票上の住所	職権処理の内容
大月 繁義	広島市中区小町3番3-702号	消除

広島市中区告示第3号

平成27年4月28日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市中区長 和田厚志

(平成26年度の状況)

国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省	自衛官等の募集に伴う広報	平成26年12月16~17日	中区全域

備考 公表の対象は、閲覧日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものです。

広島市中区告示第4号

平成27年4月28日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の2第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。)の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市中区長 和田厚志

(平成26年度の状況)

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
--------	---------	--------	------------

日本放送協会 会長 榎井 勝人	世論調査の 実施	平成26年 5月8日	光南二丁目、光南三丁目、 舟入幸町
株式会社 サーベ イリサーチセンタ ー 代表取締役 藤澤 士朗	統計調査の 実施	平成26年 5月14日	宝町、富士見町
株式会社 インテ ーグリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	統計調査の 実施	平成26年 5月22日	西平塚町
一般社団法人 中 央調査社 会長 西澤 豊	世論調査の 実施	平成26年 6月3日	広瀬町
一般社団法人 中 央調査社 会長 西澤 豊	世論調査の 実施	平成26年 7月15日	国泰寺町一丁目
株式会社 インテ ーグリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	統計調査の 実施	平成26年 8月21日	小町、国泰寺町一丁目
一般社団法人 中 央調査社 会長 西澤 豊	世論調査の 実施	平成26年 8月26日	胡町、堀川町、流川町、 鉄砲町
株式会社 サーベ イリサーチセンタ ー 代表取締役 藤澤 士朗	統計調査の 実施	平成26年 8月28日	鶴見町
日本放送協会 会長 榎井 勝人	世論調査の 実施	平成26年 9月2日	光南二丁目、光南三丁目

備考

- 公表の対象は、閲覧日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものです。
- この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理者の氏名をいいます。

(平成26年度の状況)

申出者の氏名	利用目的の 概要	閲覧の 年月日	閲覧に係る 住民の範囲
株式会社ナビット 代表取締役 福井 泰代	世論調査の 実施	平成26年 9月9日	中区全域
株式会社RJCリ サーチ 代表取締役社長 榎 武彦	世論調査の 実施	平成26年 10月16日	平野町、国泰寺町一丁目、 国泰寺町二丁目、南竹屋 町
一般社団法人 新 情報センター 会長 安藤 昌弘	世論調査の 実施	平成26年 10月21日	舟入南四丁目
一般社団法人 中 央調査社 会長 西澤 豊	統計調査の 実施	平成26年 10月28日	大手町四丁目
一般社団法人 新 情報センター 会長 安藤 昌弘	統計調査の 実施	平成26年 10月30日	大手町三丁目、大手町四 丁目、東白鳥町、西白鳥 町、上八丁堀
株式会社 日本リ サーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	世論調査の 実施	平成26年 11月6日	榎町、小綱町
株式会社 ビデオ リサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	統計調査の 実施	平成26年 12月25日	西白鳥町、江波二本松二 丁目

一般社団法人 中 央調査社 会長 西澤 豊	統計調査の 実施	平成27年 1月8日	富士見町
一般社団法人 新 情報センター 会長 安藤 昌弘	統計調査の 実施	平成27年 1月27日	大手町五丁目、十日市一丁 目、西十日市町、榎町、猫 屋町、本川町二丁目、千田 町三丁目
一般社団法人 中 央調査社 会長 西澤 豊	世論調査の 実施	平成27年 2月24日	舟入南四丁目
一般社団法人 中 央調査社 西澤 豊	世論調査の 実施	平成27年 2月24日	小町

備考

- 公表の対象は、閲覧日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものです。
- この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理者の氏名をいいます。

広島市東区告示第2号

平成27年4月10日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則（昭和27年広島市規則第51号）第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市東区長 松出 由美

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 19-11

広島 19-22

広島市東区告示第3号

平成27年4月24日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市東区長 松出 由美

(平成26年度の状況)

国又は地方 公共団体の 機関の名称	請求事由の 概要	閲覧の年月日	閲覧に係る 住民の範囲
自衛隊広島 地方協力本 部	自衛官等の 募集に伴う 広報	平成26年12月1日 平成26年12月16～ 17日	東区全域

備考 公表の対象は、閲覧日が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものです。

広島市東区告示第4号

平成27年4月24日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1